

平成23年度

事業計画書

自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月31日

財団法人 流通システム開発センター

目 次

I 基本認識及び基本方針

- 1 基本認識 1
- 2 基本方針 1
- (1) 重点項目への取り組み 1
 - ① R F I Dの調査研究開発及び普及事業 1
 - ② G S 1 データバー及び二次元バーコードの調査研究開発及び普及事業 . . . 1
 - ③ 流通BMSの開発及び普及促進事業 1
 - ④ ヘルスケア分野における標準化の推進（G S 1 - 1 2 8の調査研究及び普及事業） 2
- (2) その他の事業 2
- (3) 事業安定積立金の活用 2
- (4) 新公益法人制度への対応 2

II 個別事業計画

- (1) 各種コード及びデータキャリアの調査研究開発及び成果の普及事業 3
 - ① G S 1 - 1 2 8 調査研究及び普及事業 3
 - ② R F I Dの調査研究開発及び普及事業 4
 - ③ G S 1 データバー及び二次元バーコードの調査研究開発及び普及事業 . . . 4
 - ④ バーコードの利用促進活動事業 5
 - ⑤ 普及啓発のための他団体との協力 5
 - ⑥ 国際標準の商品識別コード（G T I N : Global Trade Item Number）の普及 5
 - ⑦ G S 1 等の国際研究活動への参画事業 6
- (2) E D I の研究開発及び成果の普及事業 7
 - ① 流通BMSの開発及び普及促進事業 8
 - ② 地域V A N標準化事業 8
- (3) コード情報の利用開発及び普及事業 9
 - ① J I C F S データベースの維持管理及び利用促進事業 9
 - ② R D S データベースの維持管理及び利用促進事業 9
 - ③ G E P I R データベースの管理事業 10
 - ④ G D S N の利用開発事業 10
 - ⑤ G P C 及びU N S P E C の理解促進事業 10
 - ⑥ 共通取引先コードデータベース事業 10
- (4) 広報事業 11
 - ① ホームページによる情報提供 11

②	季刊機関誌『流通とシステム』(年4回)	11
③	広報機関誌『流開センターニュース』(年6回)	11
④	流通情報システム化の動向	11
⑤	和英パンフレット	11
⑥	新聞・雑誌等への広告	12
⑦	展示会への出展	12
⑧	新春トップセミナーの開催	12
⑨	ビデオ(DVD)貸出	12
⑩	賛助会員事業	12
(5)	複合的システム等の調査研究開発及び普及事業	13
①	新検品システムの開発・普及事業	13
②	商店街情報化事業研究	13
③	製配販連携協議会事業	13
④	流通システム化動向調査	13
⑤	流通情報システム化先進事例調査	14
⑥	OBNの研究開発及び成果の普及事業	14
⑦	流通情報システム研究会	14
⑧	酒類・加工食品企業間情報システム研究会	14
⑨	受託事業	14
⑩	資料室管理	15
(6)	各種コードの管理事業	15
①	各種コードの登録管理	15
②	JAN企業コード登録者向け情報提供サービス便	16
③	国際関係業務	16

平成 23 年度事業計画書

I 基本認識及び基本方針

1 基本認識

我が国の経済は、失業率が高水準にある等厳しい状況が続いている。

流通業界においても、デフレ状況下で激しい企業間競争が続く一方、IT化が進展する中で、ネット販売が伸長する等新たな変化も生じている。また、意欲ある流通企業は、近隣アジア諸国の市場を求めて、グローバル化を進めている。

当センターとしても、このような流通業界の動向に対応して、流通の標準化、システム化を進める本来の役割を十分に果たしていく必要がある。

2 基本方針

このような認識を踏まえ、平成 23 年度あつては、次の基本方針により、事業に取り組むものとする。

(1) 重点項目への取り組み

① RFIDの調査研究開発及び普及事業

ユーザーが自社の業務で実証的に体験利用できるようなRFIDシステムを構築し、実証支援サービスとして提供する等により、EPCネットワークの普及推進に積極的に取り組む。

また、物流の国際標準化の開発研究を行う。

② GS1データバー及び二次元バーコードの調査研究開発及び普及事業

消費期限や製造ロット番号等を表示できるGS1データバーの利用範囲や利用方法、技術課題の克服等について、関係業界と連携して、導入・普及に向けた研究をさらに進める。

また、近年、対消費者への情報提供手段としての携帯電話（モバイル）の利活用が、GS1としての重要課題となっている。この面で、モバイルとの親和性が高く、日本で普及している二次元バーコードであるQRコードがGS1標準として採用されるよう努める等GS1におけるモバイル分野での標準化に積極的に関与していく。

③ 流通BMSの開発及び普及促進事業

小売、卸、メーカー合わせて200社以上の企業が流通BMSの導入を公表する(平成23年3月1日現在)等流通BMSは本格的な普及期に入ってきている。この動きをさらに後押しするため、製配販の有力企業の取り組み等とも連携し、

流通BMS協議会の活動を通じて、セミナーの開催等様々な取り組みを行う。

④ ヘルスケア分野における標準化の推進（GS1—128の調査研究及び普及事業）

GS1ヘルスケアジャパン協議会の活動を通じて、同分野での標準化を進めるため、医療品・医療機器等のトレーサビリティ調査研究等に取り組む。

(2) その他の事業

その他の事業についても、当センターの事業に対する期待、要請に応えるべく、積極的に取り組むこととする。

(3) 事業安定積立金の活用

平成23年度においては、当期収支差額が約1億3,700万円余の赤字が予想されることから、上記重点項目をはじめ各事業を確実に遂行するため、事業安定積立金を1億3,800万円取り崩し、充当することとしたい。

(4) 新公益法人制度への対応

平成22年6月の理事会、評議員会で承認された通り、一般財団法人に移行すべく、平成23年度中に申請を行うこととしたい。

II 個別事業計画

上記の基本方針に基づき、下記のとおり、各事業を実施するものとする。

(1) 各種コード及びデータキャリアの調査研究開発及び成果の普及事業

当財団の中核的業務である「流通に関するシステムの開発と普及」の最も重要な要素技術は、各種コード及びデータキャリアであり、これらの調査研究開発及び成果の普及を行う事業である。

国際的な標準化の作業に参画し、日本の実情を反映するとともに、各国の利用開発動向を調査し、さらに、これらの蓄積をもとに国内における新たな利用技術の開発及び産業界への利用促進のための普及活動を継続的に行う。

具体的には、下記の事業を継続して行う。

① GS1-128調査研究及び普及事業

GS1-128の利用は、流通・物流の効率化に大きな威力を発揮することが期待されているが、企業間で使用する場合は、業界ごとに運用ルールを決めておく必要があり、当財団がGS1標準の円滑で効果的な活用、普及を図るとの観点から、各業界の協力を得て以下のような活動を今後も継続して行う。

イ ヘルスケア業界

厚生労働省、関係業界と密接な連携を持ちつつ、我が国のヘルスケア業界におけるGTINとGS1-128の円滑な普及に取り組む。平成21年には、ヘルスケア業界へのGS1-128等GS1標準を用いた利用技術の関係と普及に一層努める視点から、業界関係者、病院関係者、関連ベンダー等からなる「GS1ヘルスケア・ジャパン協議会」を組織化し、当財団が事務局機能を担っている。

また、医療品・医療機器等のトレーサビリティ調査研究、国際会議における日本のヘルスケア業界の先進事例の発表、海外調査団の派遣・受け入れを昨年度に引続いて積極的に行い、国内の先進かつ高度な取り組みを国際発信するとともに、海外先進事例の情報収集に努め、国内業界に対して啓発活動も行うこととする。

ロ トレーサビリティ（食肉業界）

平成13年の「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（トレーサビリティ法）の成立を受けてトレーサビリティ体制が検討され、当財団の協力のもとラベル表示にGS1-128の採用が決定された。国産牛肉につづき、国産豚肉、国産鶏についても標準化されており、他の畜種（馬、羊など）でも推奨されており、この領域においてGS1コード体系に基づくGS1-128の利用拡大のための研究開発及び普及促進を図る。

ハ コンビニエンスストアにおける公共料金等代理収納システム

コンビニエンスストア（CVS）の公共料金等の代理収納は平成14年から始まっており、GS1-128によりデータが表示された振込票によって処理されている。当財団は、新たに本システムを導入しようとする企業に対し、必要な技術指導を行う。

② RFIDの調査研究開発及び普及事業

RFIDは、コスト低下や読取性能面での改善が進んでおり、EPCglobalにおいて国際標準化が進められていることから、世界的に実用化の機運が高まっているが、わが国においては、総じて試行段階にある。

本技術の調査研究、国際標準機関の標準化作業への参加、国内向けの技術の解説、利用分野の研究及び本技術の普及活動（セミナー、団体・企業への説明等）に注力していくとともに、貨物の輸出入管理への利用等具体的な技術の適用に係る開発研究を行う。具体的には以下の事業を行う。

イ 国際標準機関（GS1 EPCglobal）の標準化作業部会へ参画し、その動向を国内にフィードバックする。

ロ 各種セミナー及び国内のRFID関連委員会などを利用し、国際標準の国内での普及・推進活動を行う。

ハ 経済産業省はじめ各業界団体等で行われている電子タグの実証実験に積極的に関与するとともに、実験の成果が国際標準として反映されるよう支援、働きかけを行う。特に物流の国際標準化の開発研究を行う。

ニ 国際標準機関（GS1 EPCglobal）の標準仕様で構築されたシステムの有益性をアピールするため、ユーザーが自社の業務で実証することのできるシステムを用意し、要請に基づき現場でのデモンストレーションを行うとともに、広報活動を積極的に行う。

ホ Auto-IDラボ・ジャパン（慶応義塾大学）と協働しながら、「EPC RFID FORUM」を共同運営し、技術動向、ビジネスケースなど様々な面からの検討を行い、RFIDの導入促進を図る。

ヘ EPC/RFIDの基本的理解を深めるために、当センターにおいてデモを含めたEPC/RFID入門講座を隔月毎に実施する。

ト GS1 EPCglobal 会員制度を運営し、国内のユーザー、ソリューション企業・団体の国際標準化活動への参加促進と支援を行うとともに、EPCネットワークシステムの利用権付与（EPCマネージャーナンバーの貸与）を行う。

③ GS1データバー及び二次元バーコードの調査研究開発及び普及事業

GS1データバーは2008年、GS1が制定した最も新しいバーコードである。これまでにわが国の中で広く普及し、ほとんどの消費財に付けられているJANコー

ドは、表示できる情報が製造した企業と商品（どこのメーカーの何という商品か）しか識別することができなかったが、GS1 データバーは商品の属性情報、例えば、消費期限日や製造ロット番号、原産国などを表示することができる。

当財団においても、GS1 データバーの利用範囲や利用方法、ロット番号などの可変情報を印刷する上での課題やデータの表示方法のあり方などについて、GS1 データバーを利用する小売業や卸売業、メーカー、さらには機器やシステムのサプライヤーとともに、海外の状況を踏まえながら継続して研究を進める。

一方、近年インターネットや携帯電話の普及により、GS1 として消費者までを含んだサプライチェーン考慮する必要性が生じてきた。平成19年にGS1 において開始されたGS1 モバイル・コムは、GS1 のB2C戦略の重点分野であり、携帯電話を利用したアプリケーションとインターフェースとなるデータキャリア（2次元バーコード、RFID）が検討されている。

我が国の携帯アプリは世界で先進的な地位にあるものの、標準化は殆ど検討されておらず、我が国から積極的に情報発信を行い、標準化に関わっていく必要性が高い分野といえる。国内のモバイル関係企業、団体に対するGS1 標準の認知度を高め、国際標準との整合の重要性を訴える努力を継続して行う。

なお、日本の携帯の読み取り機能で最も一般的な2次元バーコードであるQRコードは、まだGS1 標準に採用されていないためモバイルと親和性の高いQRコードについてJANコードなどを利用したアプリケーションを業界関係者と共に提案しGS1 標準としていくことを目指す。

④ バーコードの利用促進活動事業

バーコード利用促進のため、バーコードの入門講座として、東京と大阪で定期的を開催するほか、地方の中核都市においても開催する。

このバーコード入門講座は、すでに普及の進んでいるJANコードや物流用に標準化されているITFコードに加え、公共料金の請求書などを普及している収納代行用のバーコード（GS1-128）や前述のGS1 データバーの概要紹介などを行うこととしており、JANコードを新規に取得する企業ばかりでなく、すでに利用している企業にとっても担当者の教育という観点から利用価値の高いものである。

⑤ 普及啓発のための他団体との協力

流通コードの普及啓発のために、引き続き全国の商工会議所・商工会連合会、共通雑誌コード管理センター、日本図書コード管理センター及び各業界団体等が開催する説明会等に協力する。

⑥ 国際標準の商品識別コード（GTIN：Global Trade Item Number）

正しくGTIN14桁化が行われているかのアフターフォローを行う。

⑦ GS1等の国際研究活動への参画事業

当財団は、GS1の加盟組織の一つであり、国際的にはGS1 Japanと呼ばれている日本で唯一の代表機関であり、日本の窓口として次のような任務を負っている。

- ・ GS1の各種会議に参加し、GS1標準の作成・更新に貢献する。
- ・ GS1標準の動向を的確に把握して国内関係者に適切に伝え、国内の流通情報システム化の促進とサプライチェーンの効率化に貢献する。
- ・ 国内のGS1標準ユーザー企業のニーズを把握し、それをGS1標準に反映すべく努める。
- ・ GS1本部や他国の加盟組織と情報交換を行い、各国のGS1標準普及状況などを把握する。

これらの任務を果たすために、GS1の主催する各種の会議に参加するほか、関係加盟組織との情報交換を行う。

さらに、GS1で正式に決定された標準に関する仕様書や関連資料を国内関係者に広く理解してもらうために、日本語資料を発行する等の活動を行う。

具体的には、下記の主要なテーマについて、研究員等がテーマ別会議や電話会議に積極的に参加し、GS1本部及び各国におけるGS1標準の現状を的確に把握すると共に、わが国の主張を適切に反映させるべく努める。(EPCglobal 関係については②参照)

イ GS1システム

- ・ バーコード&ID (識別)
(JAN, ITF, GS1-128, GS1データバー等)
- ・ EDI (電子データ交換の標準化)
- ・ GDS (商品マスターデータの同期化)
- ・ ニューセクター

当初、食品雑貨を主な対象としてGS1標準を普及拡大してきたが、既にアパレル、家電製品、医薬品など、一般消費財にはGTINを中心に利用が進んでいる。さらに、ここ数年は、一般消費財とは異なる分野でもGS1標準の採用が始まっており、GS1としてもそうした分野をニューセクターと位置づけて、普及に力を注いでいる。その代表的な分野がヘルスケア業界である。

- ・ ソリューション

従来、整備してきたGS1標準を組み合わせる“ソリューション”としての概念を構築し、必要に応じてパッケージとしてユーザーに提供するなど検討が進んでいる。具体的には、トレーサビリティ、プロダクト・リコールなどである。

- ・ B to C/モバイル・コマース

携帯電話やインターネットの急速な普及により、いわゆる B to C の分野においても G S 1 標準の適用の可能性が大きくなってきている。また、消費者の安心・安全への関心の高まりから、携帯電話とバーコードを利用した形での商品属性情報の検索ニーズも増大すること予想されている。

そうした中で、G S 1 はモバイルを中心に、G T I N などの G S 1 キーとこれまで構築してきた信頼できるデータベース（G D S N など）を活用した情報提供や各種販売促進の手段を検討している。

我が国においても、従来の B to B から B to C を含んだサプライチェーンにおける G S 1 標準の適応研究を進める必要がある。

- ・ I S D P

業界毎の標準化ニーズを取り纏める Industry Engagement 及び新プロセスである I S D P に積極的に参画すると共に、国内では、流通システム標準普及推進協議会、日本 G C I 推進協議会、各業界団体等との協力を通じ、わが国企業のそれら活動への参加支援を継続する。

- ロ その他の国際事業

本年度も、以下の事業を引続き実施する。

- ・ G S 1 では、地域別に地域共通の課題等を協議する場として、地域会議を設けており、日本はアジア太平洋地域に属している。同地域の G S 1 加盟組織と密接な連携を図り、同地域における G S 1 システムの普及促進に努めると共に、必要に応じて、アジア太平洋地域としてのニーズを取り纏め、標準化の策定や更新に反映させる。
- ・ I S O (International Organization for Standardization: 国際標準化機構) の国内委員会等を通じて、G S 1 システムに関連する標準の I S O 規格化及び J I S (Japanese Industrial Standard) 規格化の制定作業及びそれらの普及活動等に積極的に参画する。
- ・ 外国の流通情報システム及び G S 1 標準の普及状況等を調査するため、必要に応じて外国に調査団を派遣する。

(2) E D I の研究開発及び成果の普及事業

当財団は、1990 年代から E D I の標準化のため様々な取り組みを行っており、平成 9 年には、経済産業省の委託を受けて、国際標準に準拠したわが国の流通 E D I 標準「J E D I C O S」を開発した。

これらの成果のうえに、その後 I T ネットワークの技術進展と流通業界の取引の実態の変化を反映して、経済産業省の全面的支援を受けて平成 21 年に策定された流通 E D I 標準が「流通 B M S」である。当財団は、流通業界を網羅した協議会を組

織するなどして、この普及活動を継続的に行う。

一方、中小の卸、小売業者間での受発注をつなぐネットワークである地域の流通VANにおいても標準化が遅れていたため、当財団が標準化を提案し、そのメンテナンスも支援する。

具体的には、以下の事業を引続き行う。

① 流通BMSの開発及び普及促進事業

流通BMSの新規開発は平成18年度から行われ平成21年度に現行バージョンの開発は終了した。平成22年度以降は既存の標準への追加・変更要求に対応した開発を中心に行っている。

流通BMSの利用者は自社が属する業界団体を通じて、標準に対する追加・変更要求を当財団に提出することができる。当財団は各産業界及びIT関連企業の専門家の協力を得つつ内容を検討し、妥当と判断したものについて必要な変更作業を行い、新たなバージョンとして公開している。

また、流通BMSの利用普及に関心のあるメーカー・卸・小売の48の団体に呼びかけて、「流通BMS協議会」を組織化し、流通BMSの普及拡大を推進している。

具体的には協議会に普及推進部会を設置し、以下の活動を行う。

- ・ 流通BMS導入企業の把握、普及セミナーの企画などを検討。
- ・ 講座の開催
入門編、導入編、システム設計編の3コースの無料セミナーを東京と大阪で定期開催。
- ・ 普及セミナーの開催
全国主要都市で最新動向と事例紹介を中心としたセミナーを開催。
- ・ フォーラム&ソリューションEXPOの開催
年1回、経営トップによるセミナーと製品・サービス展示会を併設したイベントを開催。
- ・ 業界団体と連携した活動
業界団体と連携した説明会を開催し、講師の派遣や資料提供の協力を行う。

② 地域VAN標準化事業

当財団は、首都圏を中心に設立された標準型の流通VANであるベンサムネットワーク協同組合と共同で研究開発を行っており、これまで受発注情報をやり取りするだけの仕組みから、請求や商品情報の交換を可能にする研究、さらには、これまで、発注用の専用端末を利用した仕組みから、モバイル端末（携帯電話に自動読取機能を併設したもの）を利用した研究など地域流通VANが今後、新たに充実する

必要があると思われる機能やサービスの研究を行っていくこととしている。

(3) コード情報の利用開発及び普及事業

全国のメーカー、卸売業、小売業等が利用している商品のコード情報を一元的にデータベースとして管理し、各企業の検索の便に供する（J I C F S）とともに、商品情報であるJ A Nコードをキーとして各個別商品の販売情報であるP O Sデータを集約し様々な分析を通じて、マーケティング戦略を立案する利用者の便に供する（R D S）ためこれらのデータベースシステムの維持管理を行うとともに、データベースの新たな活用方法の研究開発及び成果の普及活動を行う。

このほか、グローバルな利用を前提とした商品データベースであるG D S Nや、その前提となるG S 1や国連の開発した商品分類体系のわが国内への理解と普及促進等、コードに係るデータベースに関連した研究開発及び成果の普及事業を行う。具体的には以下の事業を重点的に行う。

① J I C F Sデータベースの維持管理及び利用促進事業

J I C F S / I F D B（JAN Code Item File Service/Integrated Flexible Data Base）は、J A Nコードの統合商品情報データベースであり、J A Nコードとこれに付随する商品情報を一元的に管理する商品データベースである。

このデータベースは利用者の業種、業態、企業規模等を問わず流通業界全体で利用できるように共通的なデータ項目を中心に商品情報の収集を行い、新商品の開発や市場からの撤退に応じてタイムリーにデータベースの更新を行っていく必要がある。

今後、本システムの維持管理のほか、データベースの充実（登録メーカー等の範囲の拡大）、利用者の拡大に努める（新しい分野であるインターネットショッピングを含む。）。

② R D Sデータベースの維持管理及び利用促進事業

R D S（RYUTSU POS Database Service）は、当財団が運用管理するP O Sデータを有効活用して経営の効率化を図ることを目的としたP O Sデータベースサービスである。

P O Sデータの幅広い活用を促進、とりわけ、中小事業者等の利用促進のために開発した「比べて店検 Web」を広くP Rし、R D Sセミナー等を開催し、参加小売業の拡大、利用者の拡大、新たな分析手法、利用方法の開発等を図る。

現在、本データサービスの基になっているP O Sデータを提供する店舗はそのほとんどがスーパーマーケットであるが、利用者のニーズが高まっているドラッグストアへの参加を呼びかけ、P O Sデータの利用価値の充実を図る。

③ G E P I Rデータベースの管理事業

G E P I R (Global Electronic Party Information Registry) はG S 1の傘下にある各国の流通コード管理機関から企業コードの貸与を受けている企業情報を、共通のシステムでインターネットを通じて提供するサービスであり、わが国では当財団からJ A N企業コード及びG L N専用企業コードの貸与を受けている企業の情報をインターネットを利用して提供されるが、当財団は同システムの運用管理を引き続き行う。

④ G D S Nの利用開発事業

G D S Nとは、Global Data Synchronieization Networkの略称であり、G S 1の提唱により世界96の国、地域で利用するネットワークである。国際的には日用品、食品をメインに、家電、フードサービス、ヘルスケアまで利用業界が広がっているが、わが国では、小売業が個別に商品マスターを維持管理することが多く、過去、わが国では実証実験が行われてきたものの普及に至っていない。

しかし、今後日本企業がアジアに進出し、グローバルな協調関係の中で企業活動を進めるには、G D S Nのようなインフラの利用は不可欠と考えられるので、G D S Nの日本における利用方法とその普及に関し、小売業、メーカー等の関係者を交えて、新たなG D S Nの実証実験環境の整備、G D S Nの普及に向けた方向性等の検討を進める。

⑤ G P C及びU N S P S Cの理解促進事業

G P Cとは、Global Product Classificationの略で、G S 1が開発、管理する商品分類体系である。主に商品や事業所の情報の同期化を図るための上記G D S Nに登録する商品情報項目必須項目であり、商品検索の際にもキーとして使用される。現在、37種類の大分類が策定されており、1年に1～2度更新される。当財団では、日本のG D S N導入の条件整備として、食品・飲料・タバコ、日用品、家電製品など7大分類を翻訳、G S 1本部ウェブサイトで公開しており、今度とも続けていく。

U N S P S Cとは、United Nations Standard Products and Services Code(国連標準製品およびサービスコード)の略で、国連開発プログラム(U N D P)が所有し、G S 1 U S (米国のG S 1加盟組織)が管理する、グローバルな製品・サービス分類コード体系である。U N S P S Cはほぼ毎年1回更新される。当財団は、公式日本語翻訳機関として、日本語版をU N S P S Cウェブサイトで公開しており、今後とも続けていく。

⑥ 共通取引先コードデータベース事業

当財団では、共通取引先コードの貸与を受けている事業所の情報提供方法として、

コードブック及びwebサービスの2つのサービスを行う。

(4) 広報事業

当財団の流通システム及び関連データベースに関する調査・研究・開発及び成果の普及活動について、製造業、流通業から消費者に至るまでの幅広い利用者及び関心のある行政機関、大学研究者等に対し、体系的に全体像を紹介するとともに、最新情報を提供するため、ホームページ、機関誌、機関紙、各種冊子、パンフレット、展示会、会員サービス等の様々な媒体を通じて広報活動を行う。

具体的には以下の各事業を行う。

① ホームページによる情報提供

当財団の流通システム化に関する調査・研究・開発及び成果の普及活動や各種コード管理事業について、流通業・製造業はじめ各関連業界等の利用者に対して各事業の内容の理解促進及び最新の情報を提供するためホームページによる情報の発信を行っている。内容は最新情報を発信するため、常時更新する。

② 季刊機関誌『流通とシステム』

本書発刊の目的は流通システム化に関する調査研究の成果を各界に広く伝え実用してもらうことであり、情報提供の活動を計画的かつ継続的に実施する。発行は、7月、10月、1月、3月の季刊（年4回）。

③ 広報機関紙『流開センターニュース』

当財団の行う流通システム化に関する国内外の調査・研究、開発、及びセミナー・フォーラム等の事業活動の内容を掲載する広報紙で、年間6回の隔月に発行する。配布先は流通業、製造業、機器メーカー、商工会議所、商工会連合会、官庁、関連団体等に提供を行う。

④ 流通情報システム化の動向

当財団が設立以来推進している、流通情報システムの調査・研究、開発の標準化等の事業概要を体系的にとりまとめて「流通情報システム化の動向」のタイトルで年1回改訂し、刊行物として発行する。本資料は当センターの各研究会会員・委員会委員、関係団体・企業等に流通情報システム化の資料として広く利用されている。その他希望者には有償配布している。

⑤ 和英パンフレット

イ 和文パンフレット

当財団の設立経緯、目的、事業活動等（調査・研究・開発及び普及啓発活動等）について広くご理解いただくためにリーフレットやパンフレットを作成・配布する。

ロ 英文パンフレット

我が国におけるG S 1 標準の普及状況や導入アプリケーションなどを世界各国の関係者や関係機関に伝えるため、英文の紹介資料（G S 1 Japan Handbook）を作成し、配布する。この資料は、我が国の流通業界の特性や国際標準導入における課題なども伝え、日本に対する各国の理解の一助となる。

⑥ 新聞・雑誌等への広告

当財団の国内外の流通情報システム化に関する各事業の内容について、流通業・製造業をはじめ各関連業界に対して最新の情報を提供をするため流通専門誌、新聞に広告掲載を行う。

⑦ 展示会への出展

当財団の流通システム化に関する各事業の活動内容について、流通業・製造業をはじめ各関連業界に対して普及推進を図るため、展示会への出展を行う。具体的には、「流通情報システム総合展/リテールテック J A P A N」、「自動認識総合展東京・大阪」等に協力団体としてブースを出展し、各事業について理解を促進するためパネル展示やパンフレット・冊子等の配布を実施する。

⑧ 新春トップセミナーの開催

当財団は、毎年1月中旬、流通業の経営トップを招き、流通業の経営実態を報告してもらうことを目的とした「新春トップセミナー&懇親会」を開催し、ユーザーをはじめ、IT関連企業などの意見交換会の“場”を提供する。

⑨ ビデオ（DVD）貸出

当財団が普及推進している国際流通標準化の各種識別コード及びデータキャリア等の調査研究についてビデオ（DVD）を制作し、流通業、製造業及び各関係業界に対して広く情報を提供をし、利用を促進するためビデオの貸出を行う。

⑩ 賛助会員事業

本制度の目的は、当財団が蓄積してきた研究成果や資料、情報等を組織的に提供し、流通システム化の推進や流通問題の解決に寄与する企業の当財団への経済的な支援制度である。主なサービス内容は次のとおり。

- ・ 各種資料、情報等の提供

- ・ 各種セミナー、展示会等の招待・案内
- ・ 当財団主催の有料のセミナー等の参加費及び出版物等の割引

(5) 複合的システム等の調査研究開発及び普及事業

当財団の持つ人的な資源やこれまでの経験・蓄積を生かして、国や地域社会、産業界からの幅広い要請に応えるため、(1)から(3)までの流通システムを構成する要素を複合的に組合せて、高度な流通システムを研究・開発するとともに、関心ある企業を組織化し、研究会形式で情報共有や先進事例の研究等を行う。また、流通構造の分析や商店街の流通情報システムを活用した活性化策等、幅広い分野の調査・研究・開発を行う。これらのテーマについては自主的取組みのほか、官庁や民間企業等からの受託によって行う。

さらに、これらの調査・研究・開発を支えるインフラとして、資料室を設置し、内外の文献資料の収集・整備を行う。

本年度は、以下の事業を行う。

① 新検品システムの開発・普及事業

標準納品ラベルにG S I - 1 2 8アプリケーション識別子を採用し、現在大手チェーンストア、百貨店を中心に利用されている。G S I - 1 2 8で梱包単位に連続番号を表示し、E D Iによる納入業者からの事前出荷明細と組み合わせて「新検品システム」(検品レス)を実現化するものであり、今後さらに普及に努める。

② 商店街情報化事業研究

現在、中小商業者は資金力に乏しいことから、自力での情報収集に限界がある。そこで本事業では地域商業者の事業合理化、効率化によって商業機能を強化する。具体的にはポイントカードシステムを利用した顧客の買物データの収集分析の事例等を調査研究し、全国の商店街関係者を集めてフォーラムを開催する等活性化を目指す他エリアでの事業に資する情報の提供を行う。

③ 製配販連携協議会事業

食品、日用品を取り扱うメーカー、卸売業、小売業の有力企業の協働により、サプライチェーン全体で無駄を無くすとともに、新たな価値を創造する仕組みを構築することを目的に製配販連携協議会が設立される見込みであり、当センターは本協議会の事務局を担当する。

④ 流通システム化動向調査

我が国における企業間・業界間・国際間における流通情報システム化の進捗の度

合いを総合的に把握することによって、企業及び企業間の流通情報システム化の一層の推進を図り、以って我が国全体のシステム化の底上げを図っていくために実施する調査で全国の小売業を対象に行う。

⑤ 流通情報システム化先進事例調査

消費財流通業界の業務の効率化や高度化に資する先進的な事例を調査してその結果をとりまとめ、様々な形で公開することで、関係企業の流通情報システムの高度化に資することを目的に実施する。

⑥ OBNの研究開発及び成果の普及事業

OBN (Open Business Network) は、流通業界、クレジット業界からの要望を受けて自主研究により開発した、高度な安全性・信頼性を要求される、企業向けの次世代IP (Internet Protocol) ネットワーク技術であり、OBN技術の供与を希望する通信機器メーカー及び通信会社を介して、一般の企業が利用できる。

流通業界のEDI (Electronic Data Interchange) 及びクレジット、電子マネー、ポイントの電子決済用途を中心に普及し始めており、今後引き続き技術の開発と普及に努める。

⑦ 流通情報システム研究会

流通情報システム化事業を推進させる一環として、関心ある企業を組織化し、流通情報システムの最先端技術、事例、施策等の最新情報を定期的に提供し、流通業界の情報システム化推進に先駆的役割を果たすことを目的とした調査・研究で、定例セミナーを中心に、テーマ別特別セミナー、などを開催し、「シス研レポート」の提供を行う。

⑧ 酒類・加工食品企業間情報システム研究会

酒類・加工食品メーカーの卸売業と受注、納品、請求支払いなどの情報システムの標準化／共通化のために、定例セミナーを開催する。

⑨ 受託事業

イ 情報志向型卸売業研究会

事務局として、通常総会、運営委員会・政策懇談会、企画員会、システム研究委員会、卸研フォーラム、卸研ホームページ等の企画・開催・運用支援を行う。

ロ 国や民間企業などから受託事業を中心に、流通のシステム化に関する種々の分野の基礎的な調査、研究、開発や普及啓発事業を行うとともに、政策提言などを行う。

⑩ 資料室管理

流通関係の内外の資料を総合的に収集して、内部の調査研究等の基盤を支える事業で、当財団の過去の調査研究報告書等の管理を行う。

(6) 各種コードの管理事業

GS1により国際的に統一管理されているコード（JAN企業コード・GLN専用企業コード）及び当財団が開発し、普及促進を図ってきたコード（共通取引先コード・標準センターコード等）について、わが国唯一の管理・貸与機関として、コード利用者からの登録の受付、登録料の収納、コード番号の付与、更新手続きの通知、登録台帳のメンテナンス等の業務を行う。

具体的には以下のコードの管理等を行う。

なお、業務遂行に当たっては、今後とも、日本商工会議所、全国商工会連合会、共通雑誌コード管理センター、日本図書コード管理センター等との業務提携を維持しつつ推進する。

① 各種コードの登録管理

JAN企業コード	流通業において商品識別を行うために使用される共通商品コードであるJANコードを形成する世界標準の企業コード。 近時、インターネットショッピングにおいても商品識別コードとして活用され、また、医療関係業界においても広く活用が推進されている等新規の利用分野が広がっており、こうした状況も踏まえ、新規分野の方にJANコードを更に広く理解していただくための活動を継続する。
書籍JANコード	JANコードの体系に準拠した書籍を識別するコード。書籍を識別するコードであるISBNを含む日本図書コードをJANシンボルにより表記するためのコード体系。
定期刊行物コード	JANコードに準拠した定期刊行物を識別するコード。雑誌コードを含んだ、JANコードのコード体系とは異なる共通雑誌コードとして、JANシンボルによる表記がされる。
共通取引先コード	我が国独自の流通業における事業所識別の事業所コード。商品の受発注、納品、代金決済などの業務における伝票やコンピュータ上で、企業、事業所を識別する。

G L N企業コード	<p>流通業において事業所識別を行うために使用される国際標準の事業所識別コード。</p> <p>J A N企業コードをG L N企業コードとして使用する場合とG L N専用の企業コードを使用する場合とがある。</p> <p>J A Nコードと並び、サプライチェーンの電子化には不可欠な事業所コード（G L N）の普及を図るための努力を継続する。</p> <p>特に、昨年からスーパー、百貨店、ドラッグストア、ホームセンター等で導入が始まった流通ビジネスメッセージ標準（流通BMS）に併せて、G L Nの導入も進んでいる実態に対応した普及促進を図るため、平成 23 年度は、G L N専用企業コードの登録無料キャンペーンを行う。</p>
クレジット企業コード	<p>クレジットカードを発行する企業やカード情報処理に関する企業に対して付与されるカードシステム用の国内専用企業コード。</p>
標準センターコード	<p>流通業においてコンピュータを使った情報データ交換の仕組みの中で、コンピュータ上、データ交換する相手先を識別する企業コード。</p>

② J A N企業コード登録者向け情報提供サービス便

J A N企業コード登録企業の多くを中小メーカー等が占めており、登録企業とのコミュニケーションを深める努力が課題となっている。また、近年の新規登録者の中では大きな存在となっている楽曲関係やインターネット通販のための登録者が登録から3年経ち、登録の更新期を迎え始めている。

このため、当センターが運用しているRDS事業のPOSデータを利用し、毎年1回、登録企業が希望する商品カテゴリー別の販売金額、販売数量などの売行き状況の情報を、郵送により登録企業に提供するサービス便事業を一昨年より開始した。

本サービス便は、更新時期に合わせ、本年度及び昨年度に更新を迎えた企業に実施する。

③ 国際関係業務

当財団（G S 1 Japan）は、流通情報システムの国際標準化団体G S 1の加盟組織であり、国内の窓口機関である。

G S 1の組織運営、基本戦略などに係わる下記の会議に参加し、G S 1組織の適切な運営とG S 1の標準の方向性を確認し、日本の関連業界等に不利益が生じない

よう確認する。

- i) G S 1 総会：G S 1 の規則、組織（使命、基本戦略など）に係る重要事項の決議。
- ii) G S 1 理事会：総会で決定された基本理念に基づき、活動プランの提案などを行う。
※上野専務理事がG S 1 のMB（理事）に就任している。
- iii) Advisory Council： G S 1 理事会のための準備と、MO（加盟組織）の立場においてG S 1 の戦略を検討する。
- iv) その他： 必要に応じて開催される臨時総会など。